

## 令和3年度奈良県環境審議会水質部会（第1回） 議事録

日時 令和4年1月31日（月）  
10:00～11:00  
場所 奈良県中小企業会館4階会議室  
Webによる会議

○事務局が概要について説明

○質疑応答

◎岸本委員

BODの達成状況において新宮川水系と淀川水系が芳しくなく、現在それに対して独自の調査も実施中であるということで、データがまとまったら部会の方でも報告を頂きたいと思う。

淀川水系は測定地点が38地点あり、水系の上流域から下流域まで広く常時監視している。達成状況の悪化の原因が自然由来とするならば、過去のデータと比較すると、上下流全体的に上がっていると思う。また、例えば上下流を比べたときに上流部分はあまり上がっていないが下流部分で顕著に上がっている場合、上流から下流の途中の段階で何らかの汚濁原因があると考えられる。奈良県では、毎年水質測定計画を作ってモニタリングしているため、その過去データからある程度原因となっている地域を絞り込める可能性はあると思う。そのような解析を行い、疑わしい地域が見つければその部分を重点的に調査し、要因の追求を進めるのがいいかと思う。

もし、何か情報や今進めているものがあればご説明頂きたい。

◎事務局

大変参考になり、感謝申し上げます。また追ってご報告できるものがあれば報告させて頂く。

◎山本委員

資料2の4頁で示した環境基準超過井戸において、井戸水使用指導を行ったと報告を頂いている。この使用指導というのは環境基準3年間の環境基準値を良くするための指導なのか、もしくは井戸所有者がこういう数字が出ているので気をつけて使用してくださいということなのかそこのところを教えてください。

それともう一点、資料4の変更点について1頁の一番下に調査地点の室生ダムの網場表層との記載がある。ダムは非常に広くて、どこから採水するかで結果が変わるような気がするが、それを客観的に評価できるような方法になっているのか。

◎事務局

まず、地下水の指導について、基本的に環境基準を超過した井戸については、飲用指導を行っている。今回は無かったが、例えば揮発性の有機化合物等では庭のまき水に用いないよう指導を行ったこともある。基本的には飲用しないようにすることと、基準超過の項目によっては、洗濯水に使わない、風呂水に使わない、庭のまき水に使わないなど、それぞれのケースに応じて指導を行っている。

また、資料4のダム湖の採水について、ダムによって微妙に違いはあるがダムサイトないしは水源ダムであれば取水口付近で取られていることが多い。委員ご指摘の通り、ダム湖でも測定地点によっては色々様相が違うところではあり、ダムによりダムサイト、あるいは取水口付近を定点として継続監視を行っている。

◎惣田委員

今質問されていた資料2の4頁の地下水の水質について環境基準超過井戸、檀原市のところで硝酸性窒素が48mg/Lと非常に高い数値が出ているが、これは地下水の循環から考えると数年はこんな状態が続くかと思うが何か原因は考えられるか。

◎事務局

ここは住宅地では無く、畑、特に果樹園が多くある地域でおそらく肥料と考えられる。狭いながらも起伏が激しいため地下水の流向などについては想像する他ないが、確かに数年来こういった高い40mg/L前後の基準超過を出している。

◎惣田委員

承知した。もう一点教えて頂きたい。資料4の1頁において国土交通省が担当している「大滝ダム湖ダムサイト」の類型が「AAーI」から「湖AⅡーI」になるが、これは具体的に何が変わるのか。

◎事務局

資料5の28頁の湖沼の表をご覧頂きたい。項目のBODがCODに変わっている。大滝ダム湖は、以前は湖沼ではなく、長く太い川という位置づけであったため、河川の類型を指定してきた。ただ湛水開始から10年近く経ち、ダム湖として見る方が相応しいという判断がされたものと考えている。環境基準については、河川のものとは湖沼のものとは項目が異なっている。

◎惣田委員

承知した。質疑応答に感謝する。それでは、この計画を部会として了承する旨を環境審議会に報告することとする。